

様式第42号（第10条関係）

糸魚川市公示第36号	公 示 送 達 書
令和8年8月6日 下記の者に対して送達すべき書類を当市役所税務保険課（納税係）に保管していますので、来庁の上受領してください。 地方税法第20条の2第1項及び第2項の規定により公示します。 糸魚川市長 久保田 郁夫	
送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名 又 は 名 称	赤井 雅典
当 該 書 類 を 送 達 す る 根 拠 法 令	地方税法
注 意 事 項	地方税法第20条の2第3項の規定により、送達すべき書類を受領しない場合は、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなします。